

(令和6年11月1日現在)

重要事項説明書

＜指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービス＞

医療法人 徳洲会

宇治徳洲会訪問看護ステーション

宇治徳洲会訪問看護ステーション 城陽支所

宇治徳洲会訪問看護ステーション 六地藏支所

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

利用者氏名 _____ 様

1 指定訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 徳洲会
代表者氏名	理事長 東上 震一
本社所在地	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
連絡先	電話 06-6346-2888 FAX 06-6346-2889

2 利用者への訪問看護提供を実施する事業所

別紙「事業所一覧」参照

3 サービスの内容について

（1）看護計画

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「訪問看護指示書」「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成します。「訪問看護計画」は利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の計画を作成し、それをもって訪問看護の内容とします。

（2）サービス内容

- 健康状態の観察と助言
 - ・健康のチェックと助言（血圧、体温、呼吸、脈拍）
 - ・特別な病状の観察と助言
 - ・心の健康チェックと助言（生きがい、隣人とのつながりなど）

○日常生活の看護

- ・清潔、食生活、排泄のケア
- ・療養環境の整備
- ・寝たきり予防のためのケア

○在宅リハビリテーション看護

- ・体位交換、関節などの運動や動かし方の指導
- ・生活の自立・社会復帰への支援
- ・日常生活動作訓練（食事、排泄、移動、入浴、歩行ほか）
- ・外出・レクリエーションの支援

○心理的な看護

- ・不安な精神、心理状態のケア
- ・生活リズムの調整

○認知症の看護

- ・認知症状に対する看護・介護相談
- ・生活リズムの調整
- ・服薬管理
- ・コミュニケーションの援助
- ・事故防止のケア

○医療処置に関わる指導・援助

- ・病気への看護と療養生活の相談
- ・床ずれ、その他創部の処置
- ・医療機器や器具使用者のケア
- ・服薬指導、管理
- ・その他、主治医の指示による処置

○療養環境改善のアドバイス

- ・住宅改修の相談
- ・療養環境の整備
- ・福祉用具導入のアドバイス

○介護者の相談

- ・介護負担に関する相談
- ・健康管理、日常生活に関する相談
- ・精神的支援
- ・患者会、家族会、相談窓口の紹介

○在宅ケアサービス（社会資源）の使い方相談

- ・自治体の在宅サービスや保健、福祉サービス紹介
- ・各種サービス提供機関との連絡、調整

○ 終末期の看護

- ・痛みのコントロール
- ・療養生活の援助
- ・療養環境の調整
- ・看取りの体制への相談、アドバイス
- ・本人、家族の精神的支援

4 基本利用料その他の費用、請求及び支払い方法について

別紙「介護保険料金表」参照

5 サービス提供の記録

- (1) 事業所は訪問看護の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後5年間は保管します。
- (2) 利用者は、事業所の営業時間内に事業所内において、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
- (3) 利用者は当該利用者に関するサービス実施記録の写しを希望する場合、交付を受けることができます。

6 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が発生したときは、必要に応じて看護師として実施可能な応急手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求める等の措置を講じます。

7 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

8 事故発生時の対応方法について

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村、京都府、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者の責めに帰する事由により、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その責任の範囲において速やかに利用者に対して損害を賠償します。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	唄野 清美
-------------	-----	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 秘密の保持と個人情報の保護について 別紙参照

1.1 衛生管理等

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに必要に応じて宇治徳洲会病院感染防止対策室の助言、指導を求めます。
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - ・ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ・ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1.2 身体拘束について

- (1) 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1.3 サービス提供に関する相談又は苦情について

- (1) 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

1、要望箱の設置（事業所（サテライト事業所含む）入口前にあり）

2、電話による連絡先 担当者：唄野 清美（管理者 看護師）

（受付時間：月曜日～金曜日の9時から17時、電話：0774-81-0222 FAX：0774-81-0225）

3、当事業所以外に、保険者である市町村、京都府、京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口で苦情を伝えることができます。

別紙「苦情窓口」参照

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順

- ①管理者は、利用者から苦情が発生した場合には、具体的な事情を利用者から聴取します。
- ②管理者は、当該訪問看護員等から事情聴取し利用者からの苦情との整合性を確認し、事実関係を明確にします。
- ③管理者は、事実関係を確認した後、当該訪問看護員に対する教育指導や利用者へ謝罪や説明等の具体的な処理を実行します。
- ④苦情の再発防止対策のため、処理の終了した苦情について、苦情処理台帳に内容を記載し、改善がなされたのか検証を行うとともに、訪問看護員の事例検討会等に有効利用します。

1 4 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施し、また定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5 ハラスメントについて

- (1) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するため方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

1 6 第三者による評価の実施状況の有無について 無

私は、指定訪問看護・介護予防訪問看護サービスの提供開始に当たり、重要事項の説明を行いました。

(主たる事業所)

事業所の名称 医療法人徳洲会 宇治徳洲会訪問看護ステーション
事業所の所在地 京都府宇治市槇島町石橋 63 番

(サテライト事業所)

事業所の名称 医療法人徳洲会 宇治徳洲会訪問看護ステーション 城陽支所
事業所の所在地 京都府城陽市寺田樋尻 12 番地の 83

事業所の名称 医療法人徳洲会 宇治徳洲会訪問看護ステーション 六地藏支所
事業所の所在地 京都府宇治市六地藏奈良町 9

説明年月日 令和 年 月 日 説明者氏名 ⑩

私は、「医療法人徳洲会 宇治徳洲会訪問看護ステーション（各サテライト事業所含む）」からの指定訪問看護・介護予防訪問看護サービスの提供開始に当たり、重要事項の説明をうけ、重要事項説明書の交付を受けました。今後、貴事業所からの訪問看護サービスの提供開始ならびに利用料を支払う事に同意します。

再度、指定訪問看護・介護予防訪問看護サービスを利用する際に、重要事項の内容に変更がない場合の説明は不要です。

記入日 令和 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名 ⑩

(署名代理人)

住 所

氏 名 ⑩ 本人との続柄 ()

別紙「事業所一覧」

事業所の名称・所在地

主たる事業所

事業所の名称	医療法人徳洲会 宇治徳洲会訪問看護ステーション
指定事業番号	京都府 第2661290052号
事業所の所在地	京都府宇治市槇島町石橋 63 番
連絡先	TEL 0774-81-0222 FAX 0774-81-0225

サテライト事業所

事業所の名称	医療法人徳洲会 宇治徳洲会訪問看護ステーション 城陽支所
事業所の所在地	京都府城陽市寺田樋尻 12 番地の 83
連絡先	TEL 0774-54-7577 FAX 0774-54-7577

サテライト事業所

事業所の名称	医療法人徳洲会 宇治徳洲会訪問看護ステーション 六地藏支所
事業所の所在地	京都府宇治市六地藏奈良町 9 番
連絡先	TEL 0774-33-1721 FAX 0774-33-1708

別紙「苦情窓口」

宇治市役所 介護保険課
TEL 0774-20-8731 (直通)
FAX 0774-21-0406

京都府宇治市宇治琵琶33

城陽市役所 高齢介護課
TEL 0774-56-4032 (直通)

京都府城陽市寺田東ノ口 16・17

京田辺市役所 高齢介護課
TEL 0774-64-1373 (直通)

京都府京田辺市田辺 80

久御山町役場
TEL 075-631-6111 (代表)

京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

精華町役場 高齢福祉課
TEL 0774-95-1932 (直通)

京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地 5

井手町役場
TEL 0774-82-2001 (代表)

京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水 67

宇治田原町役場 福祉課
TEL 0774-88-6635 (直通)

京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口 18-1

京都市伏見区役所介護保険相談窓口
TEL 075-611-5353 (直通)

京都市伏見区鷹匠町 13 番地の 1

京都市伏見区役所醍醐支所
TEL 075-751-0003 (直通)

京都市伏見区醍醐大溝町 28 番地

京都市山科区役所介護保険相談窓口
TEL 075-592-3050

京都市山科区柳辻池尻町 14-2

京都府国民健康保険団体連合会
TEL 075-354-9050 (代表)

京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 COCON 烏丸内

秘密の保持と個人情報の保護について

秘密の保持 について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後や担当者が事業所を退職した後も継続します。
個人情報の 保護に ついて	事業者及び事業者の使用する者は、利用者の個人情報について厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします (1) 本ステーションが保有する個人情報の利用目的 本ステーションは、訪問看護の申込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用致します。 また、利用者・ご家族の個人情報は、訪問看護の提供以外にも以下のような場合に必要に応じて、第三者に提供される場合があります。 ・病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等とのカンファレンス等による連携、照会への回答 ・特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答 ・審査、支払い機関へのレセプトの提出 ・保険者への相談、届出、及び照会への回答 ・学会、研究会等での事例研究発表 ・学生等の実習、研修への協力のため (2) 本ステーションが保有する個人情報の保存 収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。 (3) お問い合わせ先 開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、下記にお申し出下さい。 個人情報管理統括責任者：唄野 清美 苦情・相談窓口部署：宇治徳洲会訪問看護ステーション 電話：0774-81-0222 FAX：0774-81-0225 E-Mail：home@ujitoku.or.jp

私及び私の家族は契約の期間中、サービス担当学会等において個人情報を利用することに同意します。

利用者氏名 _____ 印

代理者氏名 _____ 印

家族氏名 _____ 印

同意年月日 令和 年 月